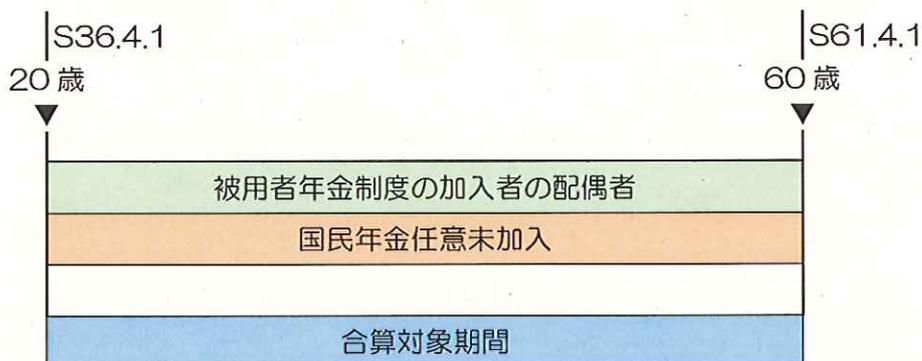


<例4> B4 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間



次のアからウまでの配偶者であった期間のうち、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの20歳以上60歳未満の期間が合算対象期間となります。

ア 被用者年金制度（厚生年金保険・船員保険・各種共済組合・地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金）の加入者

イ 次の制度の老齢（退職）または障害給付の受給権者

- ・ 厚生年金保険
- ・ 船員保険
- ・ 各種共済組合
- ・ 恩給
- ・ 執行官の年金
- ・ 国会議員互助年金
- ・ 旧令共済組合の年金
- ・ 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金
- ・ 戦傷病者戦没者遺族援護年金（障害・遺族給付のみ）
- ・ 未帰還者留守家族等援護年金（遺族給付のみ）

ウ 上記制度の老齢（退職）給付を受けるのに必要な期間を満たしている人の昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの20歳以上60歳未満の期間

<例5> B5 被用者年金制度等から支給される老齢(退職年金)の受給権者



老齢(退職)年金受給権者の配偶者や障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者



法附(60)85-1

被用者年金制度の老齢(退職)年金の受給権者については、昭和61年3月以前及び昭和61年4月以降のいずれも国民年金の任意加入対象者であるため、任意未加入期間は、合算対象期間となります。

また、老齢(退職)年金の受給権者の配偶者や障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者については、昭和61年4月以降は、国民年金第1号被保険者となったため、昭和61年3月以前のみが合算対象期間となります。